

医政総発 0425 第 1 号

平成 31 年 4 月 25 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長  
( 公 印 省 略 )

「非吸収性充填剤を使用した豊胸術に関する共同声明」の送付について

美容医療サービス等の自由診療については、「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等の徹底について」（平成 30 年 12 月 14 日付け厚生労働省医政局総務課長、医薬・生活衛生局医薬安全対策課長、医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知）別添「美容医療の施術を受ける前に確認すること」等のインフォームド・コンセントに関する説明用資材の活用を含め、インフォームド・コンセントの適切な実施等の周知を依頼してきたところです。

今般、平成 31 年 4 月 25 日付けで、美容医療関連学会等から、美容医療サービス等の自由診療に関する共同声明が、別添 1 のとおり、公表されました。本共同声明において、実施すべきではないとされた非吸収性充填剤を使用した豊胸術の例を踏まえ、インフォームド・コンセントに関する説明用資材を、別添 2 のとおり、改訂しました。

インフォームド・コンセントの適切な実施にあたっては、医療従事者等からの説明のみならず、患者がその内容を理解することも同様に重要であることから、貴職におかれましては、患者が別添の説明用資材等を活用し、医療従事者等に追加の説明を求める等の対応が促進されるよう、貴自治体内の関係部署及び医師会等の関係団体と連携の上、地域住民に周知くださいますようお願いいたします。